

2015-11号(2015/6/23)

# かわら版

東京大学職員組合発行  
TEL/ Fax: 03-5841-7971(ext.27971) <http://tousyoku.org/>

何かおかしいと感じたら [syokikyoku@tousyoku.org](mailto:syokikyoku@tousyoku.org) まで

組合は、軍事研究禁止という東大のプライドと伝統を大切にします。

## 安倍政権の暴走をとめるための声を！ — 「戦争法案に反対する東大有志の会」と連帯します —

現在国会審議中の安全保障法案＝「戦争法案」が違憲であることは、憲法学者・一般国民の常識です。これだけ問題含みの法案ですから、本来ならば 24 日の会期切れとともに廃案とすべきところ、政府は 9 月下旬までの前代未聞の会期延長を行いました。政府は閉じられた国会の中だけの数の力でこれを押し切ろうと目論んでいます。

今回の安保法制は、抑止力の強化を理由のひとつとします。抑止力の強化は、必ずや大学での軍事研究推進につながる筈です。本学での軍事研究禁止の原則からも、この安保法制は認めてはなりません。

「いま声をあげないでどうするの?」「声を上げよう!」という思いにかられた、東大に関係する有志(現教職員・OB・OG)が、「戦争法案に反対する東大有志の会」を立ち上げました。東職も、これに協力・連帯します。

組合員・非組合員をとわず、「おかしい」と思っているみなさん、以下の取り組みに参加をして下さい。本郷 3 丁目駅から、国会議事堂前駅までは、わずか 175 円、14 分です。

判断を決めかね、躊躇しているみなさんにも呼びかけます。1960 年以來のこの歴史の転換の証言者になって下さい。是非とも自分で足を運んで、「現場」を見て下さい。



(60 年安保の国会デモ)

6月24日(水) 18:30より、国会包囲網行動  
毎木曜日 18:30～ 連続国会前集会  
7月14日(火) 18:30～日比谷野外音楽堂集会

派兵される自衛隊員の問題だけではなく、私たち自身につながる問題です。

## 五神新総長との懇談を行いました。

### 「東大憲章の理念にのっとった活動を」

6月16日、安田講堂において五神総長との懇談を行いました。これは組合よりの申し入れによるものです。

冒頭、遠藤委員長より、良好な労使関係構築のためにこうした機会を設定いただいたことに感謝を伝え、特に軍事研究禁止の原則と短時間有期雇用職員の問題について、意見を述べました。軍事研究については、さる5/20昼休み集会での決議、そして昭和44年に交わした「東大当局と東大職員組合との確認書」をお渡ししました。



総長よりは、軍事研究禁止を始めとして東大憲章にのっとった運営を行うこと、現段階では1月16日濱田総長の声明からの変更は必要ないと考えていること、また短時間有期雇用職員については様々な点で検討すべき必要があると認識していること、などの発言がありました。

「全ての構成員の建設的な智慧の出し合いが不可欠」とおっしゃった五神総長、すべての教職員が、安心して働き、活力ある職場となるよう、今後とも組合の意見に耳を傾けていただきたく存じます。

\*\*\*\*\*

## 6月15日 夏季一時金他に関する団体交渉報告

さる6月15日、夏季一時金他に関する団体交渉を行いました。交渉の最初に、4月の就業規則改定が組合との交渉以前に決定された一件によせて、今後の団体交渉の手続きを確認しました。戸渡理事よりは、「組合からの要求は教職員の意見のひとつとして真摯に受けていきたい」との発言があり、労働条件の大きな変更がある案件については、十分な検討時間を確保すること、団交の日程設定について丁寧なやりとりをすることなどが確認されました。

団交項目は、夏季一時金・昇任昇格改善・短時間有期雇用職員の待遇改善の3点でした。このうち、短時間有期雇用の待遇については、現在の運用方針は、2009年のワーキングの答申に基づくが、6年をへて、社会環境・本学の状況などが変化しており、それに対応した見直しの時期にきている、との考えが当局より示されました。組合としては、待遇改善にむけ積極的に知恵を出したいと協力を申し出ました。

なお夏季一時金については、支給基準算定方法などの点において十分納得しがたい点もありますが、原則これを認め、当局と確認書を交わしました。